

# いのち支える山形県自殺対策計画(第2期) 概要

令和5年3月  
健康福祉部

## 計画策定の趣旨

自殺死亡率※が高止まりしている現状について危機感を共有し、対策の強化を図るため、第1期計画での取組みの評価や課題、政府の対策の動向等を踏まえ、自殺死亡率の低下に向けた対策の方針や取組内容を示すもの

(※人口10万人あたりの自殺者数)

## 計画の位置付け

自殺対策基本法の規定に基づく「都道府県自殺対策計画」として策定

(自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して定める県の区域内における自殺対策としての計画)

## 計画期間

令和5年度～令和9年度  
(5年間)

## 最終的な目標

「誰もが健やかでいきいきと暮らせる山形県」の実現

## 数値目標

R8までに自殺死亡率をH27比▲30%

自殺死亡率 (R3)20.1 → (R8)15.1以下 ※R9も同値  
自殺者数 (R3)211人 → (R8)152人以下 ※R9:同151人



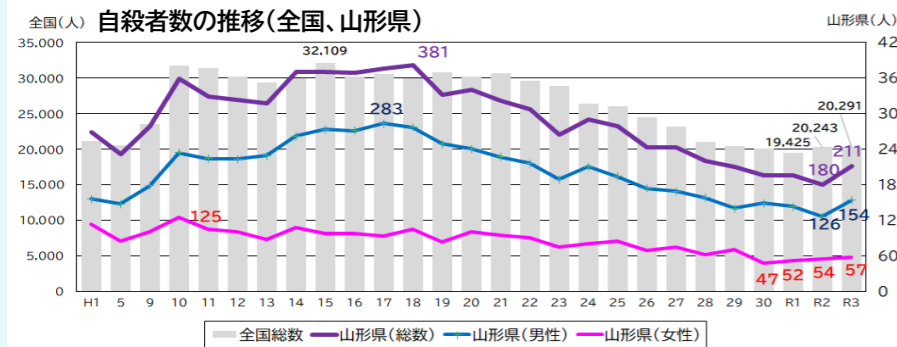
自殺総合対策大綱 (R4.10閣議決定)



## 本県の自殺の現状

### ★自殺者数、自殺死亡率 (人口動態統計)

- 自殺者数は最近まで減少傾向にあったが、令和3年に増加
- 自殺死亡率は全国より高く、全国順位も一桁台の状況が継続

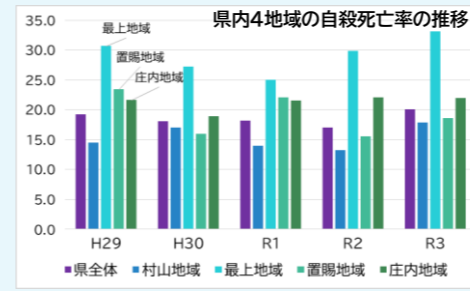
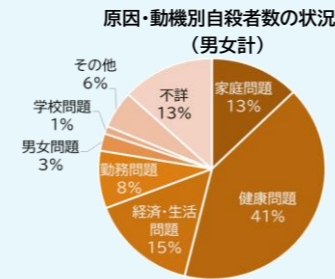


### 自殺者数及び自殺死亡率の推移

	平成27年 (基準年)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
本県	自殺者数 243人	220人	210人	196人	195人	180人	211人
	自殺死亡率 21.7	19.9	19.2	18.1	18.2	17.0	20.1
全国	自殺死亡率 18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5
本県の全国順位	6	7	7	8	5	19	3

### ★類型別での最近の特徴 (人口動態統計、警察庁自殺統計)

- 男女別 ・男性が全体の6～7割を占める。女性は令和元年以降3年連続で増加
- 年齢別 ・男性の自殺死亡率は全国を上回る状況が継続
- 職業別 ・30～50歳代が全体の約4割、60歳代以上が約5割を占める
- 原因別 ・男性は60歳代まで増加してその後減少。女性は80歳代まで増加傾向
- 職業別 ・「被雇用者・勤め人」、「年金等生活者」、「その他無職者」などが多い (うち、「被雇用者・勤め人」は男性が多くを占める)
- 原因別 ・健康問題が約4割を占め、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」など (男性は「経済・生活問題」と「勤務問題」で3割、女性は「健康問題」が半数以上)
- 未遂歴 ・未遂歴「有」の割合は男性16%に対し、女性は32%
- 地域別 ・自殺死亡率は村山地域が低い一方、他の3地域(特に最上地域)で高い



※特段の記載がなければ自殺者数についての説明

## 第1期計画での取組みと今後の課題等

### (1)取組内容

- 市町村における自殺対策計画の策定 → R3までに全市町村で策定済
- 「心のサポーター(ゲートキーパー)」の養成 → 51,700人(～R3累計)
- 各種相談支援の実施(対面、電話、インターネット、SNS)
- 自殺予防週間、県自殺対策推進月間等での周知啓発活動
- 4地域ごとに県・市町村が連携して自殺対策を推進
- 各種研修の実施(心の健康づくり、SOS出し方教育等) 等



LINE相談

### (2)今後の取組みに向けての課題

- ◆対策に携わる医療、保健、福祉等各職種間の連携や、支援対象者の情報の共有
- ◆心のサポーターを養成するファシリテーターなど、養成側の人材不足
- ◆相談窓口情報(相談方法や対象等)の周知啓発の強化
- ◆市町村の自殺対策部門と学校・教育委員会との連携(「SOS教育」の実施等)
- ◆職場でのメンタルヘルス対策の強化
- ◆特にコロナ禍の影響を受けた高齢者、女性、子ども・若者に対する支援
- ◆一市町村で対応困難な事業に対する県の支援

### (3)実態を踏まえて重点的に対策に取り組む対象

- ◇「高齢者」 本県自殺者数の半数を占める60歳以上の男女
- ◇「働き盛り世代」 20歳代～50歳代を中心とした有職者 ※特に男性
- ◇「生活困窮者」 無職者、失業者等への対応
- ◇「子ども・若者、若年女性」 コロナ禍の中で自殺者数が増加傾向

## 自殺対策に関する最近の情勢等

### ◆新型コロナ感染症拡大の影響

- 感染拡大前の自殺死亡率と比較すると、20歳未満及び20～39歳の女性の増加幅が全国より大きい状況

### ◆福祉政策の動き

- 生活困窮者自立支援制度や生活福祉資金特例貸付での支援
- 孤独・孤立対策の推進
- 地域共生社会の実現に向けた動き 等

### ◆新たな「自殺総合対策大綱」(R4.10)

- コロナ禍の影響を踏まえ、子ども・若者や女性に対する支援の強化を重視

## 自殺対策の基本方針

1.生きることの包括的な支援として推進 2.関連施策との連携を強化して総合的に取り組む 3.対応の段階等に応じた施策を効果的に連動 4.実践と啓発を両輪として推進 5.役割を明確化し、連携・協働を推進 6.自殺者等の尊厳及び生活の平穩に配慮

## 基本施策

◇:取組みの概要

### (1)自殺対策を支える人材の育成

- ◇様々な分野での「心のサポーター」養成の継続 及び その存在の周知強化
- ◇地域・産業保健職員等を対象とした研修等の実施による資質の向上
- ◇多重債務や生活困窮などの相談に対応する相談員等の資質の向上
- ◇心のサポーターを養成するファシリテーターの育成等
- ◇自殺対策に従事する方(支援する側)の心の健康維持への対応 など

### (2)県民への啓発と周知、相談体制の充実

- ◇自殺予防週間、県自殺対策推進月間等での普及啓発の強化
- ◇「生きることを支えるシンポジウム(仮称)」の開催
- ◇自殺に関する「正しい知識」※や相談窓口情報等の普及・啓発の強化
- ◇うつ病など精神疾患等に関する理解を深める研修等の実施
- ◇多様な手段で様々な世代に対応できる相談体制の整備 など

### (3)地域におけるネットワークの強化

- ◇山形県自殺対策推進会議、地域自殺対策推進会議の開催
- ◇地域の関係機関と連携した研修会、普及啓発事業、相談事業等の実施
- ◇連携先相談機関との関係構築、個別事案の情報共有を図るツールの活用
- ◇精神科医療と産科医療の連携による妊産婦のメンタル支援 など

### (4)市町村等への支援の強化

- ◇自殺対策計画の改定や、市町村が実施する自殺対策に関する相談に対する支援
- ◇自殺未遂者対策及び自死遺族等対応への支援、精神科医療との連携支援
- ◇広域的な啓発活動や研修会、事例検討会等の実施
- ◇SOS出し方等教育のモデル事業の実施による支援 など

### (5)人との「つながり」を実感し、いきいきと暮らせる地域づくりの推進

- ◇目的に応じた居場所づくり(高齢者向け、ひきこもり者、子ども食堂等)の活動支援
- ◇地域生活課題の解決に向けた市町村における包括的支援体制構築の支援
- ◇職場でのメンタルヘルス対策、ワーク・ライフ・バランスの取組み等の推進
- ◇医療と地域(保健所、警察等)の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- ◇生活困窮者やひきこもり者など不安や困難を抱える方やその家族等への支援 など

### (6)児童生徒の自殺予防に向けた心の教育等の推進

- ◇児童生徒に関わる機関が連携して「SOSの出し方・受け止め方教育」の推進
- ◇SOS教育の全県展開に向けた県内大学との連携事業の実施
- ◇「いのちの教育」やいじめ防止対策の推進
- ◇スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用促進
- ◇児童虐待への対応 など



山形県「心の健康づくり」シンボルマーク

※「正しい知識」の普及啓発・「自殺は誰にでも起こり得る危機」「自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題」という認識の醸成や、精神疾患等に対する偏見をなくす取組みの推進 等

## 当面の重点施策

○:取組みの概要

### (1)高齢者

- 居場所づくり活動への支援
- 地域包括支援センターとの連携
- 民生児童委員による見守り活動や相談対応
- 相談しやすい環境の整備 など

### (2)働き盛り世代(有職者)

- 企業等におけるワーク・ライフ・バランスや健康経営の取組みの推進
- LINE相談の利用促進など相談窓口の啓発強化
- 有職者向けメンタルヘルスサイトの利用啓発 など

### (3)生活困窮者

- 生活困窮者自立支援制度と連動した自殺対策の推進
- 生活福祉資金借受人へのフォローアップ支援
- 失業者等に対する相談窓口の充実 など

### (4)子ども・若者、若年女性

- 子ども・若者 ○心の教育等の推進
- ひきこもり者の社会参加や職業的自立に向けた支援の充実
- 居場所づくり活動への支援
- 子どもや若者が利用し易いSNSやチャットによる相談窓口の整備
- 若年女性 ○LINE相談など女性の利用が多い相談窓口の充実及び周知啓発
- 困難な課題を抱える女性への支援の検討
- 市町村が実施する母子保健事業への支援 など

## 評価指標

- ①「心のサポーター」養成者数(累計) → 80,000人以上(R9まで)
- ②自殺対策計画の改定済市町村数 → 全市町村改定(R7まで)
- ③包括的な相談支援窓口を設置する市町村数 → 全市町村設置(R6まで)
- ④SOSの出し方等教育の実施校等の割合 → 全公立小中学校、高等学校で実施(R9まで)